

資料3

宇治市保育所運営懇話会意見書

今後の保育所運営について - 保育所民営化に向けて -

当面の保育所民営化推進について

保育所民営化第2次実施計画

平成15年 5月 8日

宇治市長 久保田 勇 様

宇治市保育所運営懇話会
会長 真山 達 志

「今後の保育所運営について」（素案）及び「当面の課題への
取り組みと保育所民営化計画」（素案）に対する意見書

宇治市保育所運営懇話会では、平成15年3月13日に宇治市が示された
「今後の保育所運営について」及び「当面の課題への取り組みと保育所民営化
計画」の素案について検討を行ってまいりました。検討の結果について下記の
通り、意見を具申いたします。

記

今後の保育所運営を検討する上での基本認識として、宇治市が今日の保育所
運営の課題を4点掲げられていますが、これらの課題の設定については概ね全
ての委員が課題として確認できるものです。

なお、公立保育所と民間保育所の運営費格差の問題については、職員の年齢
及び経験年数の違いにより発生するものであり差があるのは当然という意見も
ありましたが、格差がある事実が課題であるという点では一致した認識でした。

また、保護者ニーズに応えるための保育サービスの充実及び地域の保護者の
ニーズを踏まえた柔軟な保育所運営をすすめるという課題については、子ども
を保育所に預けていない保護者のニーズに対しても、いっそう目を向けた保育
所運営や施策の充実を期待する意見がありました。

今後の保育所運営の基本的な考え方の部分については、宇治市の保育行政の
歴史を振り返ったとき、公立、民間それぞれの保育所がともに高い保育水準で
保育所運営にあたってきた歴史と実績があり、公立、民間いずれであっても安
心できる質の高い保育が実施できていることは懇話会として一致した評価です。
その背景には、民間保育所においても公立保育所と同じような保育体制や保育
条件を維持できるように、宇治市が国の運営基準を上回る独自の運営費補助制
度をつくり、積極的に支援を行ってきたことがあります。

したがって、懇話会では、現在の宇治市の公立、民間の状況を踏まえれば、公立、民間とも同様の水準の保育が期待できるという前提で論議を進めることが出来ました。

また、今日保育所は単に保育に欠ける児童を保育する施設としてだけではなく、地域での子育てをより積極的に支援していく役割を担っていくことが求められてきています。これら新たな課題への対応を含め高い保育需要に応えていくために、「公立保育所と民間保育所の共存」を基調に据えておられることについて、全ての委員が共感するところです。

今後の保育所運営の考え方の中で基本的な考え方として示されております、「公立民間の共存を基本としながら民営化できるものは民営化する方向で取り組む」ということについては、懇話会として意見の一致は出来ませんでした。

多数意見としては、

同じサービスであるのに民間保育所に比べ公立保育所は費用が多くかかるという問題は非常に明確であり、同じ費用をかけるのであれば、より多くのより多様な保育サービスが提供できる体制に変えていくという点で、民営化の意味がある。

多様な保育ニーズや子育て支援施策の充実を図るための民営化であれば進めてよい。民営の特徴ある保育所ができることで、利用する親の選択肢が広がる。

現在、民間保育所においても水準の高い保育を実施しているので、民営化により保育サービスが低下することや営利を目的とした保育を導入することなどを防止するために必要な歯止めをかけるのであれば、民営化についても安心感がある。

新しいサービスが必要となった場合、民間保育所の方が柔軟に対応できる体制を持っている。

といった理由から、民営化について妥当性があるという意見がありました。

一方、少数意見としては、

民営化は、保育や子育ての企業化、営利目的化につながり、児童の育ちに必要な保育面で欠ける部分ができる危険性がある。

公立保育所が減ることは、地域の保育サービスの低下につながる。

という理由から民営化に反対するという意見がありました。

民営化の検討にあたっては、具体的にどのような運営主体で、どのような手順で進めるかが明らかでないとその妥当性の判断が困難です。当懇話会においても「当面の課題への取り組みと保育所民営化計画」が提示されたことにより、計画の全体を把握できました。

今回宇治市が示された民営化計画は、公的保育の範囲内での運営主体の変更であり、引き受け先を社会福祉法人に限定していること、民営化の結果、地域

の子育て支援という今日的な新たな課題に対して施策を充実させる方向で検討されていることなど、多数の委員が妥当性を認める内容であったことを報告いたします。

一方、先述の少数意見にあつては、多様なニーズへの対応や経費の面についても市（行政）が責任を持って解決すべきという理由で、どのような内容であれ民営化そのものに反対という意見がありました。

今回提示いただいた素案を、市として方針化される場合、十分検討いただきたい点として、次の意見がありました。

- 1 , 「保育内容」の語句については、意味を誤解されることのないように表現上の注意が必要である。（本計画においては「保育サービス」の意味である。）
- 2 , 民営化の手順の中では、移行対応における引継ぎ保育について、専門家や実務者の意見を十分に聞いて、適切な期間と方法を採用する必要がある。
- 3 , 関係する保護者や関係者に不安感を与えないように、十分に説明を行う努力をする必要がある。
- 4 , 公立保育所で特に担ってほしい役割として、先進的、試行的な保育への取り組みなどでリーダーシップを発揮することが考えられる。
- 5 , 今後の保育所運営を考えると、利用者（保護者）の選択が尊重されるようになる。選択の前提として、正確な情報提供の充実が必要であり、今後行政として何ができるのか検討していただきたい。

最後に、少子化対策や子育て支援施策のあり方については、国の段階でも大きく見直されていくことが予測される状況にあります。それに伴い宇治市の保育所をめぐる状況も今後変化していくことも予測されます。

今回提示いただいた「今後の保育所運営のあり方について」では触れられていませんが、今後の保育所運営の検討にあたっては、幼保一体化を視野にいれた検討が必要であるという意見があったことを申し添えて、意見書と致します。

今後の保育所運営について

- 保育所民営化に向けて -

平成15年9月

宇治市

今後の保育所運営について

保育所民営化に向けて

【1】 保育所運営の今日までの経過と現状

1 保育所建設と入所動向

本市では、市制施行後の1951年（昭和26年）4月に、最初の公立保育所となる小倉双葉園保育所を新設し、1955年（昭和30年）には2ヵ所目の公立保育所として宇治保育所を新設しました。当初は、いずれの保育所においても3歳児以上の子どもを対象とした保育に取り組んできました。また、1966年（昭和41年）には木幡保育所を新設し、公立保育所が3園と、1949年（昭和24年）から児童福祉法の精神を積極的に受け止めて本市で最初に開設し運営されてきた民間保育所が1園の計4園となりました。その後、1960年代後半（昭和40年代）からの急激な都市化による人口急増、とりわけ乳幼児数の急増による保育需要に対応するため、1970年代から80年代（昭和40年代後半から50年代後半）にかけて、毎年のように保育所の新設や増設を行ってきました。この間、公立の保育所の新增設と共に社会福祉法人立の民間保育所（園）の新增設も積極的に推進され、1983年（昭和58年）には公立保育所9園、民間保育所（園）12園合わせて21園となりました。

しかし、その後人口増加の鈍化と出生数の減少等により、保育需要は減少傾向となり、1984年度（昭和59年度）の一斉入所申請時において、申請数が保育所定数を下回るというかつてない状況となりました。その状況に対応して1985年度（昭和60年度）には公立5園で合わせて120人の定数削減を行いました。この定数削減以降、入所申請数は安定的に推移していましたが、1993年度（平成5年度）頃からは更に減少し、定数を大きく下回るものとなりました。

ところが1998年度（平成10年度）には入所申請数が増加に転じ、1999年度（平成11年度）からは毎年定数を上回る申請数となっています。

この増加する保育需要に対応するため、民間保育所（園）では1997年度（平成9年度）から2002年度（平成14年度）にかけて110人の定数増を図るとともに、定数を超えての入所受け入れにも積極的に対応してきました。このことは、待機児童対策の大きな力となっています。一方、公立保育所においても2000年度（平成12年度）から定数を超えての入所を4園で実施し入所枠の拡大に取り組み、2001年度（平成13年度）からは8園の公立保育所で乳児の入所枠の拡大を図ってきたところです。しかし、このような取り組みにもかかわらず、2003年（平成15年）7月1日時点でなお40人の待機児童が生じています。

2003年（平成15年）7月1日現在、保育所（園）数は公立9園、民間13園にな

り、定数は公立1,110人、民間1,721人合わせて2,831人で、入所児童数は、公立1,102人、民間1,884人合わせて2,986人となっています。このように今日、定数、入所児童数共に民間保育所(園)が全体の約6割を受け持つまでになり、本市の保育全体としては、公立保育所が中心の運営から、民間保育所(園)が大きな比重を占める運営へと変化してきています。

2 保育サービス充実化の取り組み

前述のとおり、本市においては保育需要に応えるため多くの保育所建設に取り組んできました。一方、保育サービスの内容についても、保護者のニーズに応えるため早い時期から乳児保育、産休明け保育、長時間保育の実施など様々な保育サービスの実施に先駆的に取り組んできました。

生後6か月以上の子どもを預かる乳児保育については、1962年(昭和37年)市立宇治保育所においてはじめて取り組み、順次、乳児保育の実施を広げ、1983年(昭和58年)には公立、民間の全ての保育所(園)で乳児保育を実施するまでになっています。更に、乳児の内生後57日以上の子どもの預かる産休明け保育については、1976年(昭和51年)に市立宇治保育所での試行実施をかわきりに、1983年(昭和58年)には公立7園、民間3園合わせて10園が実施するまでになり、現在では公立7園、民間7園合わせて14園が実施しています。

保育時間については、市立小倉双葉園保育所を新設開所した1951年(昭和26年)当時は8時から16時まででしたが、1962年(昭和37年)には8時から17時30分とし、1967年(昭和42年)には公立保育所においてパート保育職員を配置することで7時30分から18時までの長時間保育を始めました。その後1969年(昭和44年)には、市立木幡保育所において現在の7時から19時まで保育時間を更に延長し、現在では公立1園、民間8園計9園で7時から19時の延長保育を実施しています。また、2003年(平成15年)に開設した公設民営の保育園では7時から22時まで実施している他、保育時間が7時30分から18時30分の園が1園、7時30分から18時の園が11園となっています。

障害がある乳幼児の保育については、1969年(昭和44年)保育に欠ける集団保育が可能な乳幼児の受け入れを公立保育所で実施し、現在では全ての公立保育所と民間保育所(園)のほとんどが実施しています。

このように、保護者のニーズに対応した保育サービスとしての乳児保育、産休明け保育、障害児保育、延長保育などについては、本市では全国的に実施例の少なかった1960年代から1970年代(昭和30年代から40年代)に取り組んできました。その後新しく設置された民間保育所(園)においてもこれらの保育サービスが積極的に実施されることとなり、今では多くの保育所(園)で一般的な保育サービスとして実施されている状況となりました。その背景には、保育水準の一層の向上に向けた民間保育所(園)の努力はもとより、市としても民間保育所(園)に対する独自の補助制度を確立し保育行政の充実を図ってきた

ことがあります。

そして現在、民間保育所(園)では、どの園も20年以上の保育所運営の実績を持つに至っており、延長保育は公立保育所での実施数を上回る保育所で実施しています。また、一時保育など各種の特別保育にも積極的に取り組み、個性的で多様な保育サービスが実施され、保護者の期待も大きなものがあります。このように、本市においては、全体として新たな保育ニーズに応えた高い保育水準の保育所運営が行われています。

【2】 保育所運営の課題

本市においては、これまでの保育所運営の歴史をふり返って明らかなように、保護者ニーズに積極的に応え保育サービスの内容も大きな前進をみてきました。とりわけ、民間保育所(園)においては、措置制度から希望選択制度の時代に入って、保護者ニーズに柔軟に対応すべく多様な保育サービスの実施や、個性ある保育内容への工夫などに努力を払うとともに、この間の高い保育需要に対し定員の弾力化にも積極的に取り組み、本市の保育行政を大きく支えてきたところです。

このように本市の保育所運営を取り巻く環境が大きく変化してきている状況を踏まえつつ、今後の保育ニーズに的確に対応していくにあたっては、次のような課題に留意して取り組んでいく必要があります。

(1) 効率的な保育所運営

保育所運営上の課題として、上記のように民間保育所(園)ではそれぞれの特徴を生かしながら多様な保護者ニーズに応える保育を実施している一方で、保育所運営経費について公立民間の間に格差があることが問題点として早くから指摘されており、児童1人あたりの運営費の格差は、現在で民間1に対し公立1.5となっており、効率的な保育所運営の観点から大きな課題となっています。

(2) 保護者ニーズに応えるための保育サービスの充実

女性の社会参加の進展や就労形態の多様化、核家族化の進行などにより保育ニーズは一層多様化していく方向にあり、待機児童の解消に向けた継続的な取り組みをはじめ、延長保育、一時保育などこれまでに取り組んできている事業の拡充や、休日保育など新たな事業実施に向けた検討を進めていく必要があります。これらに柔軟に対応できる保育所運営がこれからの大きな課題となっています。

(3) 地域の実情に合った柔軟な保育所運営

今後の保育所運営を考えると、地域の子育て支援の拠点としての役割が求められているなか、それぞれの地域によって保育ニーズが異なってくることも考えられます。そこで、地域における保護者のニーズ等を踏まえた個性ある柔軟な保育所運

営を進めていく必要があります。

(4) 施設整備の計画的実施

保育所施設については人口急増期に建設したものが多く、その後一定の年数が経過していることもあり、大規模改修等の計画的な施設改修も必要になってきています。そこで、今後の保育所機能を考慮した改修を検討していく必要があります。

【3】 今後の保育所運営の考え方

1 今後の保育所運営の基本的な考え方

子育てをとりまく環境は、少子化の傾向が引き続き進行することが予測される一方、家庭機能が核家族化の進行の下で大きく変化してきており、ますます厳しいものになると考えられます。そのため、子育て支援施策の充実は不可欠であり、今後保育所は単に保育に欠ける児童を保育する施設だけでなく子育て支援施設へと変化し、地域での子育て支援の拠点としての役割を担っていくことが考えられ、子育てに課題を持つ家庭の児童を広く対象として保育をしていく方向性が、今論議されています。

こうした状況を踏まえるならば、今後の保育所の需要は減少の方向よりもむしろ増加の方向が予測され、子育て支援といった立場から保育所は新しい保育ニーズに的確かつ柔軟に対応することが求められ、今後保育サービスのあり方も質、量共に変化していくものと考えられます。

本市では今日までの保育行政において、人口急増都市としての厳しい時代をくぐり、公立と民間の保育所がそれぞれの立場で、保育内容の充実に力を注いできました。こうした経過を踏まえて、今後の保育行政の推進にあたっては、現下の高い保育需要と多様な保育ニーズに応えていくために、公立、民間の保育所がそれぞれの特色を発揮して運営していかなければなりません。

一方、今日社会福祉制度は、社会福祉基礎構造改革が推進される中、大きな転換期を迎え、その一環として1997年(平成9年)に児童福祉法も改正され福祉の利用者がサービスを選択できる時代へと変化してきています。また、各種の施設運営や事業運営にあたっては、社会福祉法人をはじめ民間の参入の下で環境整備が行われることになり、福祉サービスの提供のあり方が大きく変わってきています。

保育所においても現状の高い保育需要に応えるため、また多様な保育ニーズに対応するため民間の参入に積極的に取り組む方向が示されており、民設民営、公設民営の方向での施設整備が全国的に進んできています。

本市においてもこういった動向の下で、前述のように民間保育所(園)が現在果たしている役割を踏まえつつ保育所運営の課題を解決していく為には、今後の保育行政の方向としては、公立、民間の併存を基本としながらも、民営化できるものは民営化する方向で保

育所運営を行っていくことが重要です。

2 民営化の考え方

前述したように、今後の保育所は、地域の子育て支援の拠点として、一層その役割が重要になってきます。一方、今後進められる次世代育成支援対策の具体化により、行政、地域、企業などが一体となった、新しい少子化対策としての子育て支援施策が急速に推進されることが予想されます。

しかし、今後の自治体の行財政環境は、従来にも増して極めて厳しいものが予測され、福祉の分野においても限られた予算の中で新しい福祉ニーズに伝えていかなければなりません。今後の保育所運営も含めた子育て支援施策の充実喫緊の課題であり、それらの施策を前進させる為にも、より効率的な施策の運営が求められています。

したがって、こうした背景のもとで、保育所の民営化は、効率的な保育所運営の推進と総合的な子育て支援施策の充実を図ることを目的として、次のような場合に実施していくものとします。

(1) 保育所の新設が必要となった場合

J R宇治駅前市民交流プラザ内の H a n a花保育園は新たな補助制度を活用した公設民営方式により新設されたものです。今後保育所の新設が必要となった場合、民設民営ないし公設民営方式により建設していくこととします。

(2) 新たな保育サービスの実施や子育て支援施策の充実を図る場合

今後の多様な保育ニーズに対応した新しい保育サービスの展開を図っていくためには、従来からの保育所の持つ機能に、子育て支援施設としての機能を付加し、柔軟な保育サービスの提供を行うことが必要となってきます。したがって、緊急性の高い待機児童対策の実施や延長保育など現状の保育サービスの充実をはじめ、総合的な子育て支援施策の一層の拡充が大きな課題となっています。そこで、こうした新たな取り組みに向けて、公立保育所を民営化することによりその実現を図っていくこととします。

(3) 公立保育所において運営体制の見直し等を図る場合

公立保育所が抱えている課題である職員配置基準の見直しや保育所体制の見直しによって一定数の職員が必要になる場合や、一度に多くの職員の退職があるなど運営体制の見直しを図る場合、公立保育所を民営化することにより、課題解決を図っていくこととします。

3 今後の民営化の進め方

公立保育所を民営化するにあたっては、その運営主体が替わることになるため、園児や保護者、職員との関係において種々の準備と配慮が必要になります。また、施設においても一定の準備が伴うこともあり、事前に移行計画を立てて進めていく必要があります。特に、保護者の理解と協力、園児への配慮等は重要で、この移行計画の中でこれらの対応策を明らかにすると共に、民営化する保育所がどのような保育所になるかといった考え方も合わせて明確にしていきます。

当面の保育所民営化推進について

平成15年9月

宇治市

当面の保育所民営化推進について

【1】 当面の民営化推進の考え方

「今後の保育所運営について」に示された民営化の考え方に基づき、保育所の民営化は、効率的な行政運営が一層求められる環境の中で、効率的な保育所運営の推進と総合的な子育て支援施策の充実を図ることを目的に実施します。

民営化の実施については中期的な展望を踏まえ、平成22年度までに数カ所の保育所の民営化を検討することとします。

しかしこの期間においては、社会情勢や保育所を取り巻く環境も大きく変化していくことが予測されます。

したがって、具体的な民営化の実施にあたっては、時々々の背景や条件が異なることを十分考慮して、第1次、第2次と順次進めていくこととします。

【2】 第1次民営化計画

最初に実施する第1次民営化については、次のような目的と考え方に基づいて進めていくものとし、別途、具体的な実施計画を示していくこととします。

1. 第1次民営化計画の目的とその対応

現在、総合的な子育て支援施策の充実や保育所運営上あるいは保育サービスのあり方等に関する課題は多くありますが、第1次計画においては喫緊の課題となっている以下の事項の充実について取り組むものとし、

(1) 待機児童対策としての乳児定数の増

待機児童の解消に向けた取り組みの一環として、公立保育所においても平成12年度から「定数を超えての入所」を実施してきていますが、これはあくまでも暫定的、過渡的な措置であることから乳児(0～2才)の保育需要が高い公立保育所2園において「定数を超えての入所」に替えて定数の見直しを図り、乳児の定数そのものを30人増やすこととします。

(2) 就労保障の充実としての保育時間延長

現在公立保育所の開所時間は、木幡保育所の7時から19時を除き、全て7時30分から18時までとなっています。

今日まで市外通勤されている保護者などから、18時までの保育時間では負担が大きいという声も多くあるところです。

就労保障を通しての子育て支援の充実の観点から、木幡保育所以外の公立保育所の開所時間

を7時30分から18時30分までに30分間延長することとします。

(3) 子育て支援施策の拡充に向けた体制整備

子育ての環境が大きく変化するなか、全国的にも次世代育成支援対策をはじめ一層の子育て支援施策が推進されようとしており、本市においても地域子育て支援センターを核として、在宅の子育て家庭を中心としたニーズに応える事業の拡充や、在宅家庭に限らず現在の保育制度を補完するものとしても期待の大きいファミリー・サポート・センター事業を充実させることが求められています。また保育所においても、子育てに関する資源とノウハウを地域に還元することが求められており、これら子育て支援の拡充に必要な職員を配置しそれらの課題に取り組むこととします。

これらの取り組みに伴い一定数の職員が必要になりますが、現在の厳しい行財政環境のもとでは新たに職員を採用することなく、「今後の保育所運営について」の基本的な考え方に基づき公立保育所1園の民営化を実施することにより、必要となる人的体制等を確保することとします。

2, 民営化の条件

(1) 民営化する保育所の位置付け

民営化する保育所は、JR宇治駅前市民交流プラザ内に設置するHana花保育園のような延長保育や一時保育を行う、地域における多様な保育サービスを実施する拠点保育所とします。

(2) 民営化の条件

民営化先... 保育所運営の安定性と継続性を確保する点から、本市において保育所運営の実績のある社会福祉法人とします。

民営化の方法... 保育所運営の安定性と継続性を確保する点から、土地は無償貸与、建物設備等は無償譲渡とします。

引受法人の選定方法... 関係者等で構成する選考会議を設置しそこでの協議を経て引受法人を決めることとします。

3, 民営化への移行対応

(1) 保護者への対応

民営化へ移行するにあたっては、関係保育所の保護者に新しい保育所の保育方針や保育内容などを説明し理解と協力を得る一方、保護者ニーズも含めた保育所づくりを進めます。

(2) 新保育所職員との引継保育

保育所の担任保育士や職員が全面的に新しく入れ替わることにより、引き続きその保育所へ行く園児や保護者にとって不安感が生じることのないよう、保育実習研修や保護者懇談会などを開催していきます。

また、引継ぎ対応として社会福祉法人の職員と市の職員とが共に保育にあたる引継保育を実施することにより、それらの不安感を解消し新しい体制での保育に円滑に移行できるよう留意することとします。なお、引継ぎ保育の実施にあたっては、関係者の意見を十分踏まえて、適切な期間と体制で実施することとします。

(3) 移行後のフォロー

移行にあたっては円滑に移行できるよう取り組みますが、移行後においても当面は保育上大きな変化をきたすことの無いよう保護者の意向も踏まえ社会福祉法人と調整を図ることとします。

(4) 施設改修

延長保育や一時保育など新たな保育を実施するために必要な施設・設備の改修等について社会福祉法人と調整を図ることとします。

4 , 民営化への移行時期

民営化へ移行する時期は平成17年4月とします。

保育所民営化 第2次実施計画

平成20年6月

宇治市

【1】はじめに

本市の保育所民営化については、平成15年9月、基本方針となる「今後の保育所運営について - 保育所民営化に向けて - 」及び「当面の保育所民営化推進について」を策定し、第1次として、平成17年4月に北小倉こひつじ保育園が開設されました。

基本方針では、民間保育所が本市の保育行政を大きく支えてきた経過と現状を踏まえ、保育所運営の課題を解決していくためには、公立、民間の併存を基本としながらも、民営化できるものは民営化する方向と、保育所の民営化は、効率的な保育所運営の推進と総合的な子育て支援施策の充実を図ることを目的として実施することを明らかにしています。

第1次の民営化の後においても、保育ニーズの多様化や入所希望の増加、地域での子育て支援の面での保育所への期待は引き続き高まっており、国においては保育指針の見直しをされ、子どもの生活環境や、保護者の子育て環境が変化する中で、就学前の子どもの「育ち」の場である保育所に求められる役割がより一層明確にされるなど、保育所運営の質の向上が強く求められています。

また、保育所運営経費の面では、平成18年度の民間保育所と公立保育所との保育所運営費の割合が1対1.49となっているなど、基本方針で掲げている保育所運営上の課題は、現在も変わっていない状況にあります。

このような現状を踏まえ、基本方針に基づき、第2次保育所民営化を次の考え方で進めてまいります。

【2】第2次民営化の目的

最近の本市における子育てをとりまく環境は、新たな住宅開発やマンションの開発によって、少子高齢化傾向にあっても保育所需要は年々増加しており、待機児童対策は喫緊の課題となっています。また、公立、民間保育所ともに、施設の耐震対策や老朽対策などの施設整備も大きな課題となっています。

また、地域のコミュニティーが希薄になっており、子育てに不安や悩みを抱える保護者も多く、子育ての孤立化を防ぐ子育て支援施策の充実も求めら

れています。現在、国では働き方の見直しを含め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフバランス）を基調とした包括的、総合的な次世代育成支援のあり方が、検討されており、今後、更に行政、地域、企業などが一体となった施策を積極的に展開していくことが求められています。

しかしながら今日の本市の行財政の状況を見ると、扶助費などのいわゆる義務的経費の増加が著しいなど、本市の行財政環境は極めて厳しいものがあり、今後、福祉の分野においても、限られた予算の中で、子どもから高齢者までを支える様々なニーズに応えていくためには、より効率的な行財政運営に努めていかなければなりません。

こうした背景のもとで、第2次保育所民営化についても、効率的な保育所運営の推進と総合的な子育て支援施策の充実を図ることを目的として実施します。

【3】 第2次民営化の実施保育所及び基本的な考え方

(1) 民営化する保育所

宇治市立槇島保育所

所在地 : 槇島町南落合17番地の2
開設 : 昭和47年4月
敷地面積 : 1,983.47㎡
建物面積 : 696.60㎡(鉄骨造平屋建)
定員 : 100人(乳児:30人・幼児:70人)
職員数 : 職員:14人(所長:1人・保育士:10人
・調理員:2人・用務員:1人)
嘱託パート保育職員:5人
嘱託フリー保育職員:2人

(2) 民営化する保育所の選定理由

入所率が高く、今後も入所希望児童数の変動が小さいと予想されることから、引き続き高い需要が見込まれます。

施設の老朽化が著しく進行しており、大規模な耐震補強工事も必要なことから、建替えによる施設整備を行う方針となっています。現在の国庫交付金制度の下では、公設の場合は起債償還額の地方交

付税算入はあるものの、国庫交付金の対象とならないことから、効率的な行財政運営の観点からも、社会福祉法人により建替え更新を行うことで、国の交付金等の導入が見込まれます。

近接する適正規模の用地確保が見込まれます。

(3) 民営化の進め方についての基本的な考え方

第2次民営化は、社会福祉法人が新たに施設を建設することにより、民設民営の新たな保育所を開設するものとし、新たな保育所の開設と同時に、榎島保育所は廃止します。

社会福祉法人の自主性を前提としながらも、現に入所している児童が不安にならないよう配慮し、児童が安心して保育を継続できることを基本とします。

榎島保育所の保護者に対し、新しい保育所の保育内容などを説明し理解と協力を得るとともに、保護者ニーズにも配慮した保育所づくりを進めます。

新たな保育所用地は、榎島保育所の入所児童が継続して通園できるように配慮して、本市が近隣で用地を確保します。

【4】 第2次民営化の移行時期

本計画にかかる民間保育所への移行時期は、平成23年4月とします。

【5】 第2次民営化により充実に取り組む子育て支援施策

子育て支援を取り巻く課題は数多くありますが、特に現在の保育所をめぐっては、入所希望の増加や保育ニーズの多様化などの喫緊の課題に加え、国の保育指針の見直しにより、地域での子育て支援の面での関わりや保育内容の質の向上など、新たな役割が保育所に求められています。

そのため、これらの課題に対して、第2次民営化の実施により以下の項目の充実に取り組んでいきます。

(1) 待機児童対策としての定員増

女性の社会進出が進み、子育て環境が大きく変化する中、保育所の需要はますます大きくなっています。本市においても、待機児童対策は喫緊の課題です。これまで、定員を超えた弾力的な入所受入や分園の設置等による定員増を実施し対応を行ってきましたが、未だ待機児童が発生している現状があります。

そのため、新たな民営化保育所については、必要な施設規模の確保を行い、20人以上の定員増を図ります。

(2) 延長保育・一時保育の実施

多様化する就労形態に応えるとともに、保護者の子育てをサポートする機能を持った保育所が求められており、新たな民営化保育所では、午前7時から午後7時を下回らない開所時間の設定を行うとともに、一時保育を実施し、保育サービスの拡充を図ります。

(3) 拡大する保育所の役割への体制充実

家庭支援担当保育士の配置

近年、保育所においても、家庭や地域の生活環境の変化や家庭の子育て力の低下等を背景として、規則正しい生活リズムが崩れたり、人とうまく関われない子どもも少なくありません。また、保護者の子育ての孤立化や子どもに関する知識・理解が不足していることなど、不安や悩みを抱える保護者が増えています。極端な場合は虐待につながる可能性もあることなどから、社会的な対応も求められています。

保育所においては、入所している子どもの保育とともに、その保護者に対して子どもとの関係を踏まえた適切な支援を行うことや、家庭で子育てしている保護者に対する相談や支援を担う役割が求められることとなります。

そのため、家庭環境に対する配慮が必要とされる児童の一人ひとりの個性を尊重しながら、基本的な生活習慣の獲得や健全な発達援助を行い、児童・保護者双方への支援を行うとともに、園庭開放など地域に根ざした保育所づくりを通じ、地域の養育相談の場としての役割を充実することも目的として、家庭支援担当保育士をすべての公立保育所に配置します。

保育の充実に向けた調整機能の強化

本市では22の公立・民間保育所（園）が、複雑多様化する保育ニーズに応えられるように、それぞれに特徴を生かしながら保育内容の充実に努めてきているところです。

このような中、国においても保育指針の見直しをされ、子どもの生活環境や、保護者の子育て環境が変化する中で、就学前の子どもの「育ち」の場である保育所に求められる役割がより一層明確化されました。

そのため、障害児保育をはじめとする課題を持った子どもに対する保育や、保育所と小学校の連携といった面などにおいて、市内のすべての保育所（園）が的確に対応していく必要があります。

市においても、高まっていく保育所の役割について、これまで以上に調整機関としてのさらなる対応が求められています。

そこで、調整機能強化のための担当職員を新たに配置し、公立・民間保育所（園）の保育内容の充実に努めます。

【6】 子育て支援施策の充実にかかる実施体制

本計画に基づく子育て支援施策の充実を図るには、一定数の人的資源が新たに必要となりますが、「今後の保育所運営について」の基本的な考え方に基づき、今回の民営化の実施により、その必要となる人的体制を確保します。

【7】 第2次民営化の実施にかかる条件

民営化の実施にあたっては、次の条件等により進めます。

（1）移管に関する条件

保育所運営の安定性と継続性を確保する点から、用地は移管先法人に無償貸与することとし、保育所施設の整備については、国の交

付金等と協調して補助金を交付します。

移管先法人の募集については公募とし、選定については学識経験者等により構成される選考委員会を設置し、総合的な審査を行い、決定します。

移管先法人は、本市域内において、現に保育所を運営する社会福祉法人とします。

(2) 移管先法人募集の条件

社会福祉法、児童福祉法等の法令及び関係通達を遵守すること。

移管決定後から、当該保育所の保護者との話し合いの場を設定し、保育所の運営について話し合うとともに、地域に根ざした保育所づくりに努めること。

移管を受けた法人自らが新たな民営化保育所を運営するとともに、既に運営している保育所を縮小又は廃園しないこと。

新たな保育所の施設長及び主任保育士は、新たな保育所の専任であること。

榎島保育所で実施している障害児保育、産休明けを含む乳児保育、保育所地域活動事業を継続して実施すること。

午前7時から午後7時を下回らない開所時間の長時間保育及び一時保育を実施すること。

移管前に比べて保護者負担金が多くならないように努めること。

(3) 新たな保育所との引継ぎ

引継ぎ期間

本市と移管先法人が、民営化にかかる引継ぎを行う期間は、平成22年4月から平成23年3月までの1年間とします。

引継ぎ保育の実施

施設が新しくなり、担任保育士や職員も全面的に入れ替わることにより、園児や保護者に不安感が生じることのないよう、法人職員と本市職員が共同して保育にあたる引継ぎ保育を実施することとします。引継ぎ保育の期間については、関係者等と十分に協議を行い、必要な期間及び具体的な方法を決定することとします。

引継ぎ内容

引継ぐ内容は、保育方針、保育にかかる計画、障害児保育、各種行事、安全対策及び保護者との連携等とします。

保護者懇談会の実施

保護者ニーズに配慮した保育所運営に努めることを目的に、保護者の意見や要望を聴取し、相互の園運営への認識を共有するため、保護者、法人、本市の3者による協議を行うこととします。

(4) 本市の取り組み

保育所施設の建設

保育所施設の建設にあたっては、移管先法人と必要な協議・調整を図るとともに、国の交付金等と協調して財政的支援を行い、児童の健全な心身の発達を図る、安全で健康な保育環境の確保に努めます。

移管後の運営状況等の把握と調整

安定した保育環境を維持するため、移管先法人から保育所運営等について報告を求めること、及び保育の実施状況調査等を実施することにより、移管先法人の状況を把握し、法人との調整を行います。

移管後の協議の場の確保等

移管後においても、保護者の意見や要望を聴取し、相互の園運営への認識を共有するため、必要に応じ、保護者、法人、本市の3者による協議を行うこととします。

【8】 民営化の日程のめやす

平成23年4月の法人への移管までの日程のめやすは、次のとおりです。

平成20年	10月	移管先法人選考委員会設置(準備)
	10月	移管先法人募集開始
平成21年	6月	保育所条例改正
	6月	移管先法人決定
	7月	施設建設計画等検討
	8月	保護者と法人による話し合い開始
	8月	用地造成着工

平成 2 2 年	4 月	引継ぎの開始
	6 月	施設建設着工
平成 2 3 年	4 月	新たな保育所として開設